

## 鳥取市屋外広告物条例の改正内容について

### ◆ 鳥取市の屋外広告物制度の経過

- \*平成10年度 県より屋外広告物の申請許可事務の権限移譲を受け、県条例に基づき申請許可等の事務手続きを始める。
- \*平成18年6月 国の景観法の施行（平成16年）により、本市が景観行政団体となる。
- \*平成23年9月 鳥取市景観審議会において屋外広告物条例制定の審議がはじまる
- \*平成24年10月 鳥取市屋外広告物条例 施行  
高速自動車道の開通による、禁止地域の指定（随時）
- \*平成30年4月 中核市移行による、屋外広告物条例改正（業者登録制度の追加、許可地域の拡大等）

### ◆ 条例改正のポイント [鳥取市屋外広告物条例（抜粋）](#) 参照

- ・鳥取西道路開通による禁止地域の追加  
本年夏までに開通予定の鳥取西道路、鳥取西 IC～青谷 IC 間道路両側 500mの禁止地域の指定。（第3条関連）

\*鳥取市屋外広告物条例（第30条）により、禁止地域等の指定については、鳥取市景観形成審議会の意見を伺うことが定められている

## 1. 鳥取西道路開通による禁止地域の告示の改正

【禁止地域とは】 [鳥取市屋外広告物条例概要版 P, 2](#)

屋外広告物の規制地域は、①禁止地域、②許可地域（市街地：鳥取市内都市計画区域、主要道路の沿道等：高速自動車道、国道、主要県道、など無秩序な広告物の掲出を制限するため、屋外広告物の掲出に許可が必要な地域）③その他地域（禁止、許可地域以外で、屋外広告物の掲出が原則自由な地域）の3地域に分かれている。

・「禁止地域」は、景観上、安全上などの理由から、屋外広告物の掲出が原則禁止されている地域であり、高速自動車国道及び自動車専用道路の区間も、この地域に指定することが条例（第3条）に定められている。今年開通予定の鳥取西道路（鳥取西 IC～青谷 IC）もこれに該当する。

別紙－①参照

・現在山陰自動車道の開通済み区間（鳥取 I C～鳥取西 I C、青谷 I C～湯梨浜町境界）は既に禁止地域に指定しており、今回の指定により本市域内の山陰自動車道全線において両側 5 0 0 m 以内の区域が禁止地域となり、当該道路から展望できる場所に屋外広告物が設置できなくなる。

・ただし、道の駅「西いなば気楽里」の区域については、ガソリンスタンド等の利便施設が予定されており、条例第 3 条、第 5 条の規定により許可地域として指定する。

別紙－②参照